

広島県における水道事業の広域連携について (広島県水道広域連携案)

平成30年1月 広島県

目次	頁
1 趣旨	1
2 県内水道事業の概況	2
3 県内水道事業の将来見通しと課題	3
4 広域連携により期待できる効果	8
5 広域連携の方向性	12
6 協議組織	13
7 水道事業以外の検討方向	14

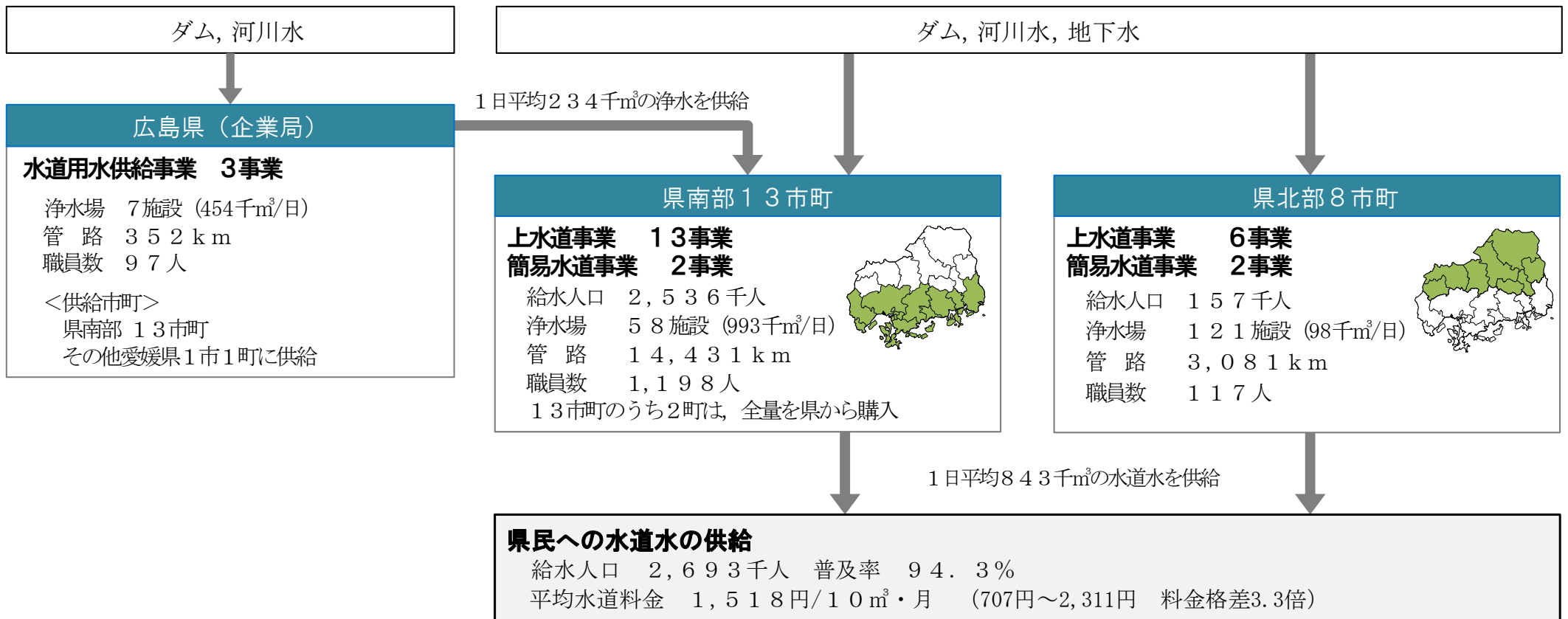
1 趣旨

- 水道は、県民の日常生活や社会経済活動に必要不可欠なライフライン
- 安全・安心な水を適切な料金により安定供給することは、水道事業者である地方公共団体の責務
- 水道事業は、
 - ・ 経営面では、人口減少等に伴う給水収益の減少や、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、損益や資金収支などの財務状況が悪化
 - ・ 運営面では、経験豊かな職員の大量退職などにより、水道事業を支えるための人材・技術力が不足更には、災害をはじめ危機事案に強い体制の構築が求められるなど、様々な課題が山積
- こうした課題に対処し、水道事業を持続していくためには、経営・運営基盤の強化が不可欠
- 市町単位で個別に運営している水道事業の更なる経営・運営基盤の強化を図るためには、規模の経済が発揮できる広域連携は有効な手段

こうした認識のもと、県内水道事業の現状や将来見通しを踏まえ、県において、広域連携により期待できる効果や広域連携の方向性などについて取りまとめた

2 県内水道事業の概況

- 水道事業は、県内21市町※¹の各水道事業者が個別に、水源から浄水場、配水池、配水管までを整備し、独立採算で運営
 - ※1 県内23市町のうち広島市が給水する府中町及び坂町を除く
- 県南部13市町は、自己水源から浄水処理した水道水と、県から購入した水道水※²を併用して、住民に供給
 - 給水人口は多く、大規模な水道施設が多い
 - ※2 県は、急増する水需要に対し、水源確保が困難な沿岸・島しょ部の市町の要請を受け、市町に水道水を供給
- 県北部8市町は、自己水源から浄水処理した水道水を住民に供給
 - 給水人口は少なく、地勢上、集落ごとに小規模な水道施設が点在



3 県内水道事業の将来見通しと課題

(1) 経営面

ア 給水収益

■ 水道の主な供給先となる人口は、大幅に減少

- ・市町策定の人口ビジョンを基に推計した40年後(H67年度)の県内人口は、H27年度と比べ、**▲12%減少**する見込み
- ・人口減少幅(40年後)は、**地域によって大きな差が生じる見込み**

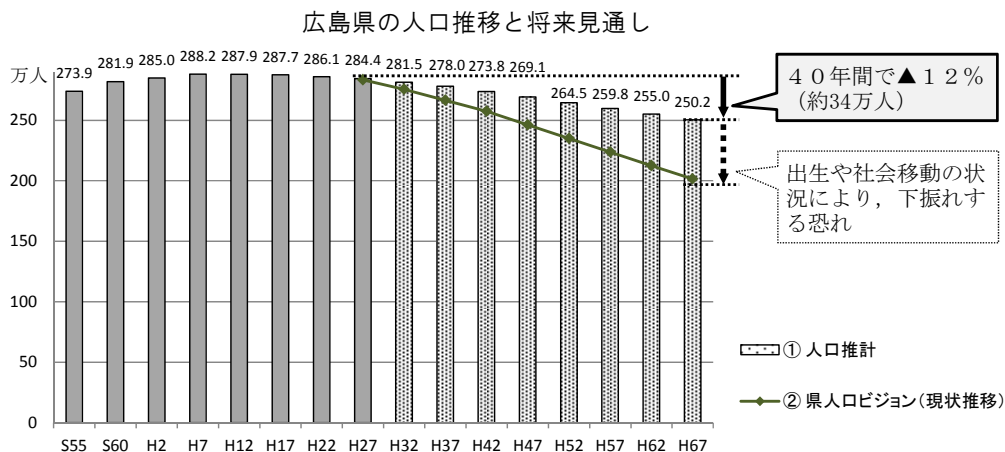
沿岸部や都市部の人口 ▲10%
 中山間地域※の人口 ▲31%

※ 中山間地域

市町の全域が、広島県中山間地域振興条例による中山間地域である10市町

府中市, 三次市, 庄原市, 安芸高田市, 江田島市, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町, 世羅町, 神石高原町

- ・出生や社会移動の状況により、県内人口の見通しは、**下振れする恐れ**



出典: S55~H27年は総務省「国勢調査」の数値、H32年以降は下記による

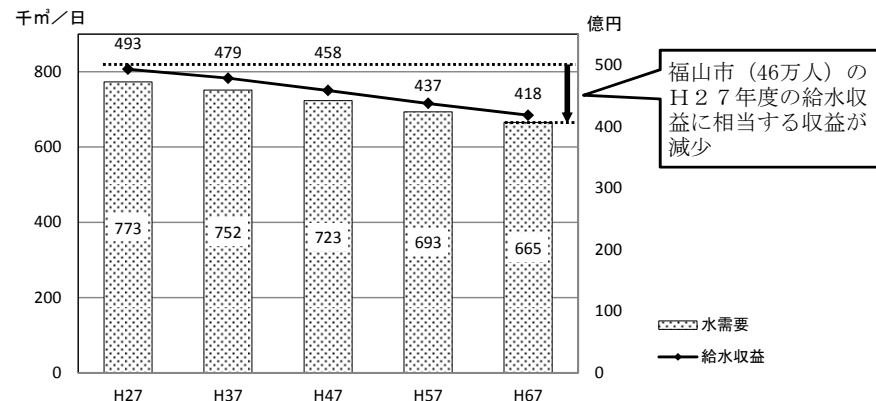
①人口推計: 市町策定の人口ビジョンを基に県が推計

②県人口ビジョン(現状維持): 現状の出生率, 社会移動で推移した場合の県人口ビジョンの推計値

■ 人口減少等に伴い水需要や給水収益は、大幅に減少

- ・水需要は、40年後(H67年度)は、H27年度と比べ、**▲108千 m^3 /日 (▲14%) 減少**する見込み
- ・給水収益は、40年後は、H27年度と比べ、**▲75億円 (▲15%) 減少**する見込み

県内水道事業の水需要・給水収益の見通し



【水需要・給水収益の試算条件】

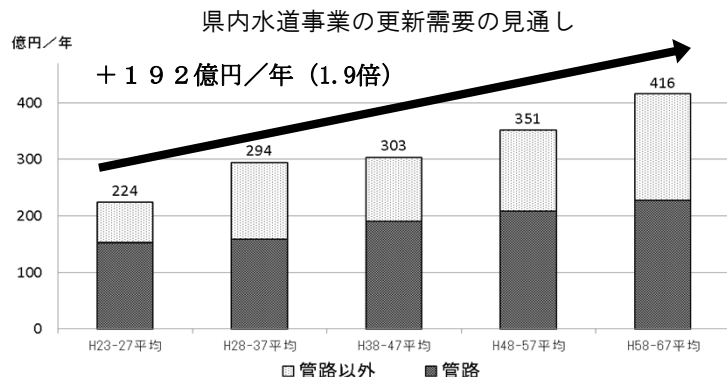
- ・各事業者が水需要・給水収益を推計している場合は、その数値・額を計上
- ・推計がない場合、水需要は、H27年度の1日平均給水量を基準に、左の人口推計を考慮して試算、給水収益は、各年の水需要を基に、現行の料金単価を乗じて試算

独立採算を原則とする水道事業において、総収益の8割を占める給水収益の大幅な減少は、今後、水道事業の経営を急速に悪化させる恐れがある

イ 施設

■ 水道施設の老朽化等により更新需要は大幅に増加

- ・ 40年後（H58～67年度平均）の更新需要は、H23～27年度平均と比べ、1.9倍の192億円増加する見込み



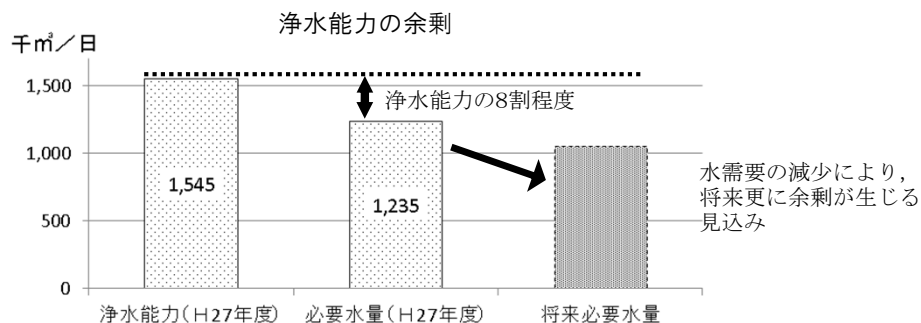
【更新需要の試算条件】

- ・各事業者が更新費を推計している場合は、その額を計上
- ・推計がない場合は、固定資産台帳や費用関数を用いて、県が更新期間を設定(管路60年、土木73年、電気25年、機械24年等)し試算

■ 水需要の減少等に伴う浄水能力の余剰

- ・ H27年度の必要水量^{※1}は、浄水能力の8割程度
- ・ 水需要の減少に伴い、浄水能力は、更に余剰が生じる見込み

※1 1日最大浄水量に予備力25%を加算したもの



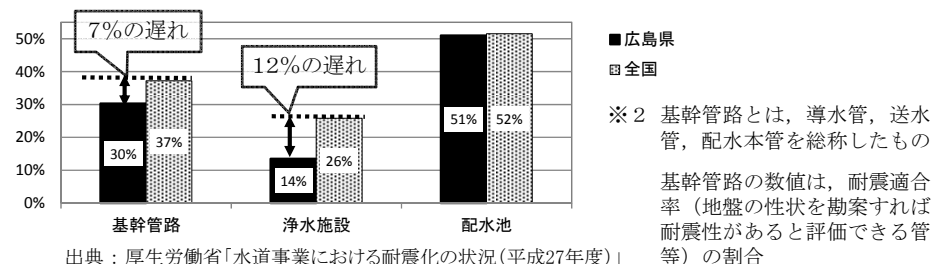
■ 県営水道用水供給事業のあり方見直しの必要性

- ・ 市町に代わり大規模な水源開発と広域的な水道施設の整備を進めてきた県の水道用水供給事業は、水源開発や施設整備が終了し、維持管理の時代へ移行
- ・ 自己水源に余裕がある市町では水道用水供給事業への依存度が低下しており、事業のあり方や市町との役割分担について見直す必要がある

■ 事故や災害等に対応した安定給水の要請

- ・ H27年度末現在、全国平均を下回る耐震化率
基幹管路^{※2} 30% (全国37%) 浄水施設 14% (全国26%)
配水池 51% (全国52%)

広島県の耐震化率と全国平均との比較



現在の投資規模では、今後の更新需要は賄えないため、将来の水需要に応じた施設の最適化や、水道用水供給事業のあり方も含めた抜本的見直しにより、更新需要の抑制が不可欠あわせて、**基幹施設の計画的な耐震対策が必要**

ウ 財務

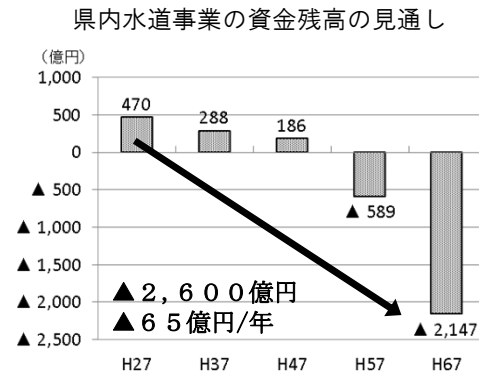
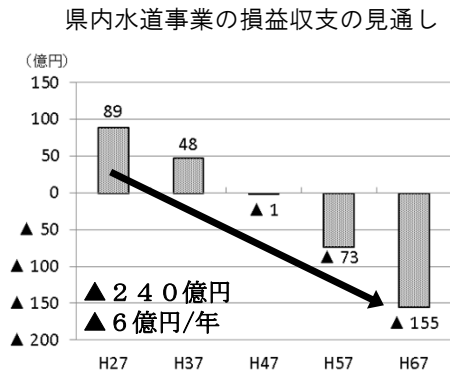
■ 給水収益の減少や更新費用の増加に伴い、経営は急速に悪化

<損益>

- ・ 40年後（H67年度）の単年度損益は、H27年度と比べ、**▲240億円（年平均▲6億円）悪化**
- ・ 10年（H37年度）以内に損益が赤字になる市町 約5割

<資金>

- ・ 40年後（H67年度）の資金残高は、H27年度と比べ、**▲2,600億円（年平均▲65億円）悪化**
- ・ 10年（H37年度）以内に資金ショートする市町 約3割
- ・ 企業債残高は、40年後（H67年度）には、H27年度の残高2,275億円と比べ、**700億円増加**

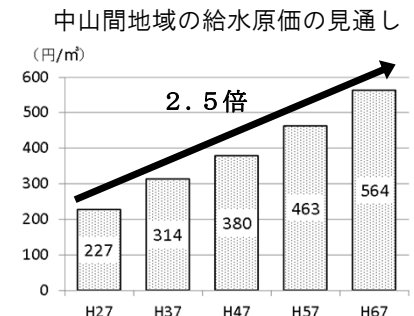
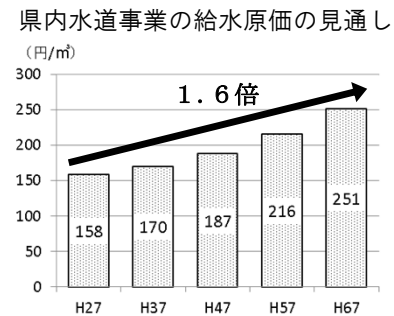


【損益収支・資金残高の試算条件】

- ・各事業者が損益収支・資金残高を推計している場合は、その額を計上
- ・推計がない場合は、次の条件により試算
水道料金は、引上げを見込まず試算
企業債は、各事業者に充当率の方針がある場合はその充当率、方針がない場合は事業者の直近5年間の平均充当率を設定し試算
借入条件は、利率年1.0%、5年据置25年償還と設定し試算

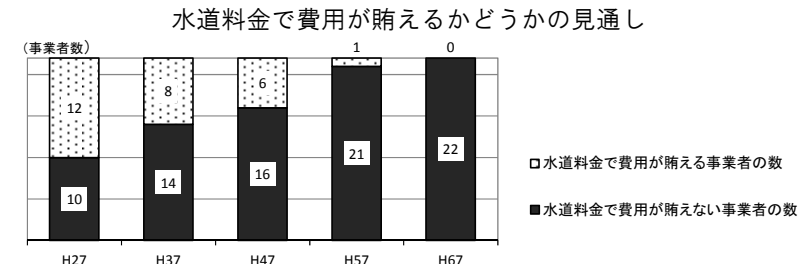
■ 水道施設の更新費用の増加に伴い、減価償却費が増加し、1 m³単位当たりの費用（給水原価）は大幅に増加

- ・ 40年後（H67年度）は、給水原価がH27年度と比べ1.6倍になることから、それに伴い水道料金の値上げは不可避
- ・ 中山間地域の給水原価は2.5倍となり、更に厳しい見込み



■ 水道料金で費用が賄えない事業者は大幅に増加

- ・ 現在、水道料金で費用が賄えていない事業者 約5割
今後、水道料金で費用が賄えない事業者は大きく増加する見込み



「給水収益 / (総費用 - その他営業収益 - 長期前受金戻入)」で100%を下回る場合を水道料金で費用が賄えない場合と定義

水需要に応じた事業の再構築や適切な料金改定を行わなければ、多くの水道事業者の経営が立ち行かなくなる恐れ (⇒ 一般会計等からの補てんが不可避)

(参考)水道料金

- 水道料金は、市町が決定しているが、人口密度が低く、施設効率が悪い中山間地域や島しょ部、浄水場から水源までの距離が遠い市町で高くなる傾向

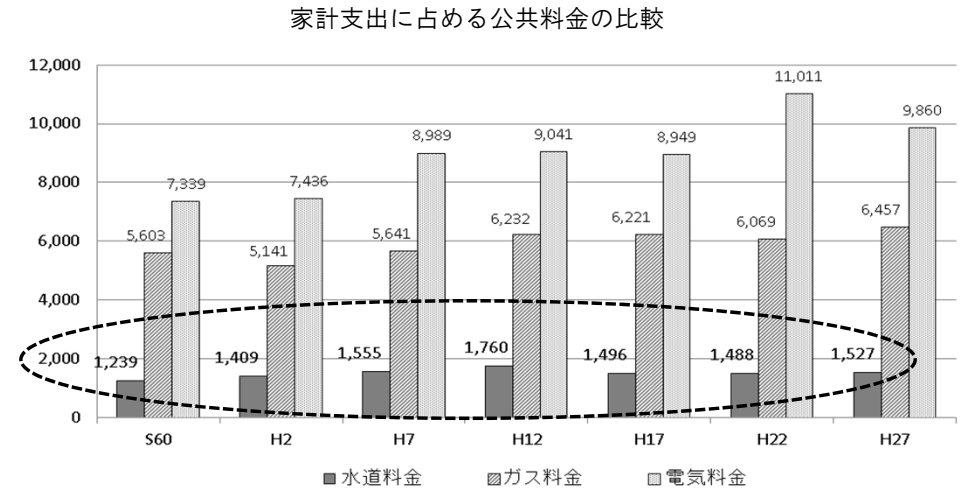
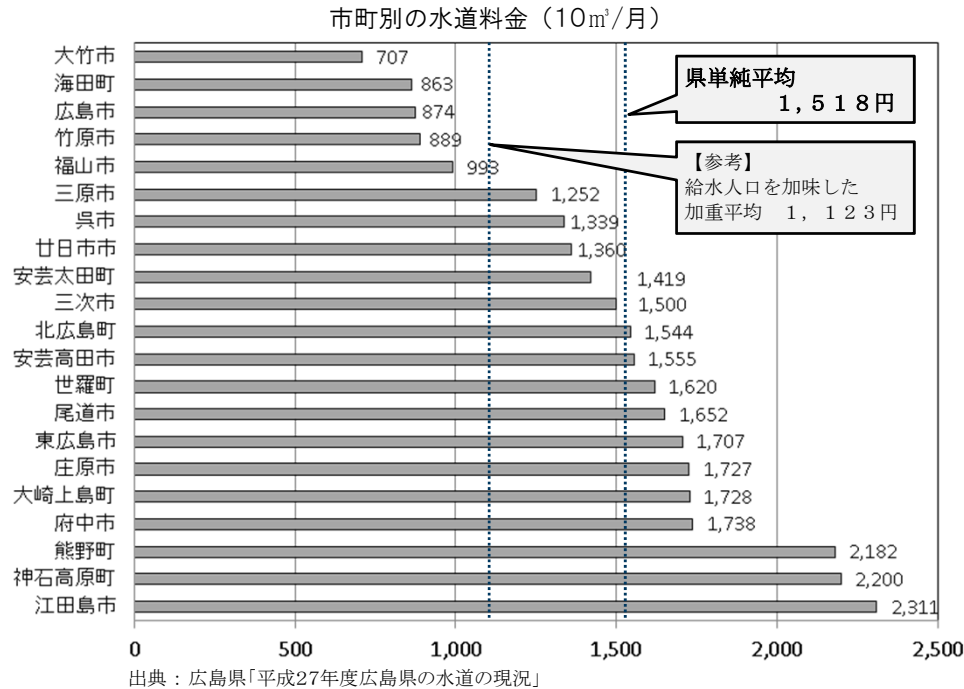
県平均 1,518円 / 10m³・月 (H28.4.1現在) ※

料金格差 3.3倍 (707円～2,311円)

※ 県平均の水道料金は、市町の水道料金の単純平均

- 水道料金 (10m³/月) は、他の公共料金と比べ極めて安価
ガス料金の約1/4
電気料金の約1/6

- 昭和60年以降、水道料金は概ね横ばいで推移



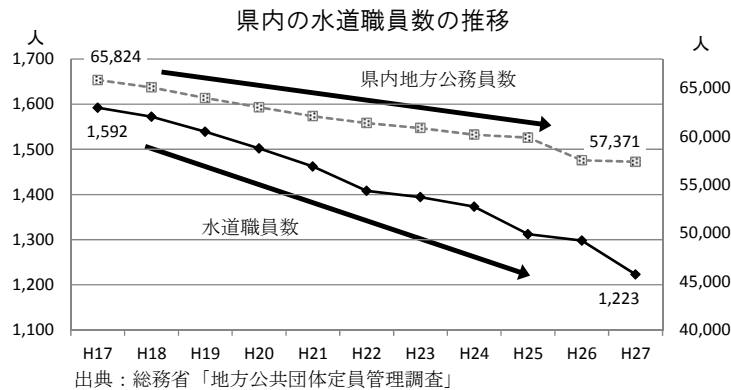
出典：水道料金は、広島県「広島県の水道の現況(年度)」, ガス・電気料金は総務省「家計調査(年次)」
 水道料金は各年度の県平均額, ガス・電気料金は広島市の二人以上の世帯の月額

(2) 運営面

人材・技術力

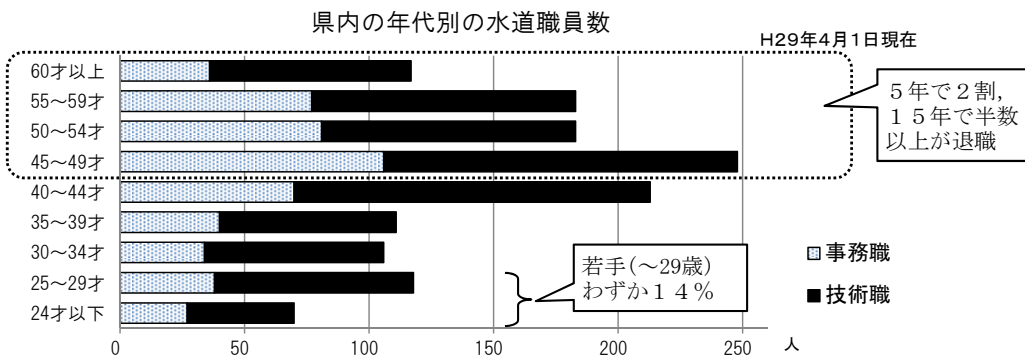
■ 水道事業に携わる職員数は、大幅に減少

- ・ 10年前(H17年度)と比べ、水道職員数は▲23.2%減少(県内地方公務員数の減少率(▲12.8%)の約2倍)



■ 経験豊かな職員の退職等に伴い水道事業を支える人材が不足

- ・ 今後5年間で2割、15年間で半数以上の職員が退職見込み
- ・ 次世代を担う若手が少なく、また経験を積んだ職員が人事異動で職場を離れるなど、人材の育成や技術力の定着が困難



■ 中小規模の市町においては、人材不足は特に顕著

- ・ 比較的規模の小さな市町では、職員が水道業務専属ではなく、他の業務を兼務している場合も多く、最低限の管理となっている場合が多い
- ・ 体制確保のために技術職員を募集しても応募が無いなど、人員体制の確保が困難な状況
- ・ 過疎化や高齢化により、受け皿となる地元地域の人材が不足し、民間委託をしようとしても委託が困難な状況となることも懸念

事業者規模別の水道職員数

市町人口区分	平均職員数
人口10万人以上(6市町・1県)	168人
人口2万人以上10万人未満(10市町)	20人
人口2万人未満(5町)	7人

H29年4月1日現在、市町人口区分はH27年国勢調査

水道職員の急激な減少により、人員体制の弱体化が進み、水道サービスの大幅な低下を招く恐れ
組織の再構築、人材の育成、技術の継承等の抜本的見直しにより、水道事業の生産性の維持・向上を図ることが急務

4 広域連携により期待できる効果

(1) 施設の最適化

- 将来の水需要を踏まえ、広域的な観点から、水源から浄水場、管路などの水道施設の最適化（統廃合やダウンサイジング）が可能
- 広域的な観点からのアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産の維持管理，更新）による更新投資の一層の平準化
- 市町水道事業と県水道用水供給事業の施設の一元化による施設の二重投資の回避
- 上記の取組みにより，イニシャルコストやランニングコストが抑えられ，これにより確保した内部留保で施設の更新スピードが向上

■ 県内水道施設の最適化イメージ（県仮試算）

～ 40年後（H67年度）の水需要（必要水量）を踏まえ，県全体の「施設の最適化」と「効果」について仮試算

【施設の最適化】

年度	必要水量 千m ³ /日	浄水場（浄水能力） 千m ³ /日（浄水場数）	水源※（計画取水量） 千m ³ /日
現 状 （H27年度）	1,235	1,545 (186)	1,877
40年後 （H67年度）	1,058	1,077 (90)	1,192
増減	▲177	▲468 (▲96)	▲685
増減率	▲14%	▲30% (▲52%)	▲36%

【効果】

区 分	効果額 [40年累計] （現金ベース）
建設改良費	▲約1,600億円
維持管理費	▲約1,000億円
合計	▲約2,600億円 （▲約65億円/年）

＜施設の最適化＞

- 浄水場数は，約1/2に集約が可能
- 水源は，約2/3に集約が可能

＜効果＞

- 資金ショート回避が可能
- 毎年，約30万人の給水費用に相当する額の縮減が可能

※ 現在，水源として使用しているダム（22施設）のうち約1/3を使用しなくとも水需要への対応は可能となる

15年以内 （H41年度）	1,176	1,190 (125)	1,307
------------------	-------	-------------	-------

国からの交付金を活用し，15年以内に40年後の最適化の約8割を完了

＜施設の最適化の考え方＞

40年後（H67年度）の必要水量（1日最大浄水量に予備力25%加算したもの）を下回らない範囲で，浄水場及び水源を最適化

- ・ 5つのエリア（太田川，江の川，小瀬川・八幡川，沼田川，芦田川）を設定し，エリアごとに40年後の必要水量を推計
- ・ 浄水場は，エリアごとに必要水量まで集約
- ・ 水源も，エリアごとの必要水量を踏まえ，計画取水量（浄水能力に安全率10%を加算したもの）まで集約

＜効果額の仮試算の考え方＞

- ・ 建設改良費 浄水場の統廃合により今後不要となる更新費に，統廃合により新たに整備が必要となる連絡管等の整備費を加味した額
- ・ 維持管理費 浄水場や業務量の減少に伴い，人件費，委託費，修繕費の減額分を計上

今回の仮試算では，配水管の最適化は見込んでおらず，今後，市町との検討において精査が必要

<エリア別の施設の最適化>

【エリア設定の考え方】

河川流域※を基本に、分水嶺や現在の広域的な水道施設の配置状況を踏まえ、5つのエリアを設定

※ 水道施設は、維持管理の容易さやコスト面を考慮すると、地形の高低差による圧力を利用して送水できる範囲で最適化することが合理的であるため

- ① **太田川エリア** 太田川流域、瀬野川流域、二河川流域、黒瀬川流域、賀茂川流域等
- ② **江の川エリア** 江の川流域等
- ③ **小瀬川・八幡川エリア** 小瀬川流域、八幡川流域等
- ④ **沼田川エリア** 沼田川流域、藤井川流域等
- ⑤ **芦田川エリア** 芦田川流域等

① 太田川エリア

- ・必要水量
749千m³/日 → 676千m³/日
- ・浄水場（浄水能力・施設数）
967千m³/日 → 690千m³/日
59カ所 → 31カ所
- ・水源（計画取水量）
1,210千m³/日 → 770千m³/日

② 江の川エリア

- ・必要水量
53千m³/日 → 37千m³/日
- ・浄水場（浄水能力・施設数）
62千m³/日 → 38千m³/日
63カ所 → 29カ所
- ・水源（計画取水量）
75千m³/日 → 42千m³/日



③ 小瀬川・八幡川エリア

- ・必要水量
109千m³/日 → 89千m³/日
- ・浄水場（浄水能力・施設数）
150千m³/日 → 90千m³/日
13カ所 → 4カ所
- ・水源（計画取水量）
163千m³/日 → 99千m³/日

④ 沼田川エリア

- ・必要水量
116千m³/日 → 108千m³/日
- ・浄水場（浄水能力・施設数）
147千m³/日 → 110千m³/日
19カ所 → 7カ所
- ・水源（計画取水量）
165千m³/日 → 118千m³/日

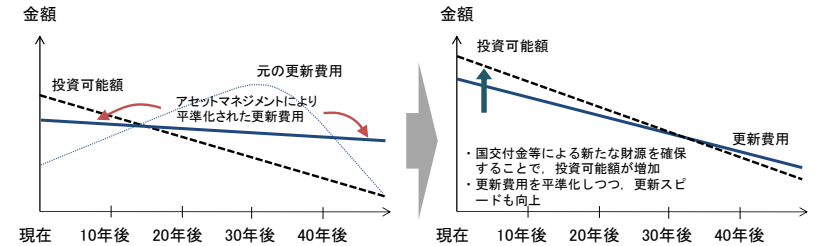
⑤ 芦田川エリア

- ・必要水量
208千m³/日 → 148千m³/日
- ・浄水場（浄水能力・施設数）
219千m³/日 → 149千m³/日
32カ所 → 19カ所
- ・水源（計画取水量）
264千m³/日 → 163千m³/日

<広域連携によるアセットマネジメント>

県・市町が単独で事業継続した場合

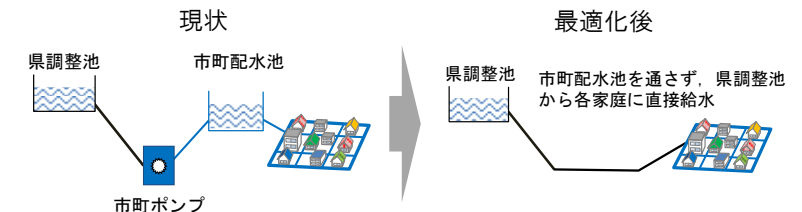
広域連携した場合



広域連携により、国の交付金など新たな財源や施設の最適化に伴う内部留保を確保することで投資可能額が増加し、より効果的なアセットマネジメントの実施が可能、更新スピードの向上も可能

<市町水道事業と県水道用水供給事業の二重投資の回避>

(例) 県調整池から各家庭への直接給水



県調整池から市町配水池を経由せず、直接、家庭に給水するよう最適化することで、貯水という同種の機能を持つ調整池と配水池の二重投資の回避や、ポンプのランニングコスト・更新費の低減が可能

<効果額の試算条件>

県内水道事業の将来見通しと、広域連携により施設の最適化を行う場合との差額を、効果額として仮試算

費 目		県内水道事業の将来見通しの試算条件	広域連携により施設の最適化を行う場合の試算条件
支 出	建設改良費 (更新費用)	<ul style="list-style-type: none"> 各事業者が更新費を推計している場合は、その額を計上 推計がない場合は、固定資産台帳や費用関数を用いて、県が更新期間を設定(管路60年, 土木73年, 電気25年, 機械24年等)し試算 	<ul style="list-style-type: none"> 浄水場を90か所に統廃合することで将来不要となる更新費に、新たに整備が必要となる連絡管等の整備費を加味して試算 口径800mm以上の導水管, 送水管をダウンサイジングするものとして試算
	人 件 費	<ul style="list-style-type: none"> 各事業者が人件費を推計している場合は、その額を計上 推計がない場合は、H27年度実績額で一定 	<ul style="list-style-type: none"> 事務職員は、H27年度の職員数に対し、20年間で大規模事業者における給水人口1万人当たりの職員数を基に算定した人数まで減少(20年後の職員数: ▲21.8%)するものとして試算 技術職員は、40年間で浄水能力に比例して減少(40年後の職員数: ▲30.3%)するものとして試算
	維持管理費 (人件費除く)	<ul style="list-style-type: none"> 各事業者が維持管理費(委託費, 修繕費, 薬品費, 動力費, ダム管理負担金, その他維持管理費)を推計している場合は、その額を計上 推計がない場合は、H27年度実績額で一定 	<ul style="list-style-type: none"> 委託費は、H27年度実績額に対し、浄水能力や業務量に比例して減少(40年後の委託費: ▲25.8%)するものとして試算 修繕費は、施設数の減少に比例して、償却対象有形固定資産額の0.3%/年(直近5年間の償却対象有形固定資産額に対する修繕費の割合)減少するものとして試算 薬品費, 動力費, ダム管理負担金, その他維持管理費は、同左
	支 払 利 息	<ul style="list-style-type: none"> 新発債は、各事業者が利率を設定している場合はその利率, 設定していない場合は年1.0%で設定し試算 	<ul style="list-style-type: none"> 新発債の利率を年1.0%で設定し試算
収 入 (財源)	国 交 付 金	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携による厚生労働省の交付金(水道事業運営基盤強化推進事業)は見込んでいない 	<ul style="list-style-type: none"> 広域連携による厚生労働省の交付金(水道事業運営基盤強化推進事業)を、H32年度から41年度まで充当(交付率1/3)
	企 業 債	<ul style="list-style-type: none"> 企業債充当率は、各事業者に方針がある場合はその充当率, 方針がない場合は事業者の直近5年間の平均充当率を設定し試算 借入条件は、利率年1.0%, 5年据置25年償還と設定し試算 	<ul style="list-style-type: none"> 企業債充当率を45%(県内事業者の平均充当率)と設定し試算 借入条件は、同左

(2) 管理の最適化

- 共通する業務の共同化や技能の標準化による、業務効率化や技術力・サービス水準の向上
 - (例) ・浄水場等の運転監視業務や水質管理の一元化
 - ・システム（人事給与、財務、料金、設計積算等）の共同化、施設台帳の統一化
 - ・工事標準仕様書やマニュアルの標準化
- 自由度の高い仕様で業務を一括委託し、民間の創意工夫（AIやIoTの活用など）の発揮を誘引することによる、コスト縮減やサービスの底上げ
 - (例) ・管理業務の受け皿として県が設立した（株）水みらい
広島市の市町の参画や一層の活用

(3) 人材の確保

- 専門性や技術、経験を持った人材を広域的に活用する仕組みを構築
 - ・人材が不足している市町における、経理や経営も含めた総合的な水道技術を維持継承
 - ・技術職員を一定数確保できることから、新技術の開発や新たな技術への対応が可能
 - ・広域的に水道技術研修を実施することや、水道技術を有する県内の退職職員を活用することによる、人材育成機能の強化

(4) 危機管理の強化

- 事故や災害時の危機管理要員の確保や、緊急時連絡管による応急給水など、危機管理体制の強化
- 施設の仕様等を標準化することによる迅速な応急復旧
- 施設更新率の向上による耐震化のスピードアップ

(5) 有利な財源の確保

- 経営の一体化又は事業統合した場合における、国の有利な財源（水道事業運営基盤強化推進事業※：交付率1/3）の活用
 - ※ 老朽施設の更新にも活用可（ただし、H41年度まで）
- 資金管理の一元化、共同調達による金利負担の低減や資金運用の効率化

(6) 水道料金の格差解消

- 更新費用が大幅に増加する中、将来の水道料金の値上げは不可避であるが、施設の最適化や有利な財源の確保などにより、値上げ幅の抑制が可能

【給水原価（県仮試算）】

H27年度	40年後（H67年度）	最適化	40年後（H67年度）
158円/m ³	251円/m ³		217円/m ³ （▲14%）

- 市町間の水道料金の格差の解消
広域連携の効果を踏まえ、適切な料金を設定した上で、格差解消に向けたスキームの検討が可能

広域連携により、県内水道事業が抱える課題を解決し、水道事業の経営・運営基盤の強化を図るとともに、県民がどの市町に住んでも等しく水道サービスを楽しむことができる水道システムの構築（ユニバーサルサービスとしての水道）が期待できる

5 広域連携の方向性

事業者ごとに、財政状況、施設整備水準、水道料金などに差があるなど、様々な乗り越えるべき課題はあるものの、最も広域連携の効果が期待できる「事業統合」を全県で目指すことを基本として、本格的な施設の更新に着手する前に、市町・県による協議組織を設置し、具体的な検討に着手することが必要

広域連携の行程イメージ

検討段階

準備段階

実行段階

協議組織

- ▶ 広域連携の基本的枠組の検討
 - ・施設の最適化
 - ・維持管理の最適化
 - ・収支の将来推計
 - ・市町ごとの効果
 - ・組織体制の最適化
 - ・ロードマップ 等

合意形成

- ▶ 水道広域連携計画(仮称)の策定
 - ・施設整備計画
 - ・維持管理計画
 - ・収支計画
 - ・組織計画 等

合意形成

準備組織

- ▶ 計画の実行に向けた諸準備
 - ・国事前協議
 - ・交付金等手続き
 - ・認可申請
 - ・各種準備 等

※ 合意した団体において、次のステップへ移行

事業統合

- ▶ 一つの事業者のもとで、事業を一つに統合して経営し、料金格差の解消を図るなど、最適な水道システムを構築

C事業者
(経営主体)

C水道事業
A, Bの水道事業,
用水供給事業を統合

- ・組織・運営・施設(財産)・認可・料金(会計)の全てが一つの事業者のもと統合

C事業者(経営主体)				
組織	運営	施設	認可	料金
全て統合				

経営の一体化

- ▶ 一つの事業者のもとで、各事業を経営し、施設や管理の最適化など、全体最適を図りながら効率的・効果的に運営

C事業者
(経営主体)

A水道事業
B水道事業
用水供給事業

- ・組織・運営・施設(財産)・認可・料金(会計)は、全て新たな事業体に引継ぎ
- ・組織・運営は統合し、施設(財産)・認可・料金(会計)は事業ごとに区分管理

C事業者(経営主体)				
組織	運営	施設	認可	料金
統合				
事業ごとに区分管理				


現状

- ▶ 市町、県がそれぞれで水道事業を経営

A市					B町					県				
組織	運営	施設	認可	料金	組織	運営	施設	認可	料金	組織	運営	施設	認可	料金

A市	B町	県
A水道事業	B水道事業	用水供給事業

6 協議組織

事 項	内 容
設 置 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 将来にわたって、安全・安心な水を適切な料金により安定供給する水道システムを構築するため、水道事業を運営する市町及び県が共同して、広域連携の具体化に向けた検討・協議を行うことを目的として設置
協 議 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県の水道広域連携案を踏まえ、施設や管理の最適化など広域連携の具体的な取組を検討・協議 <ul style="list-style-type: none"> ■ 広域連携の基本的枠組の検討 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設の最適化・維持管理の最適化（施設の共同化・管理の一体化を含む） ▶ 経営分析及び収支の将来推計 ▶ 広域連携による市町ごとの効果 ▶ 組織体制の最適化 ▶ ロードマップ 等 ■ 水道広域連携計画（仮称）の策定 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 施設整備計画・維持管理計画 ▶ 収支計画・組織計画 等
協議組織の形態及び設置時期等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市町及び県を構成団体として協議組織を設置 <ul style="list-style-type: none"> ■ 協議組織の形態 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 部局長等による任意設置の協議会を組織し、基本的枠組や水道広域連携計画案等を審議 ▶ 協議会のもとで調整会議を設置し、基本的枠組や水道広域連携計画案等を検討・調整 ■ 設置時期及び設置期間 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成30年4月 ▶ 2年程度 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>協議組織のイメージ</p>  <pre> graph TD A["広島県水道広域連携協議会(仮称) (21市町 : 水道担当部局長等 県 : 関係局長)"] B["調整会議(仮称) [市町・県の水道担当課長等]"] C["事務局 [県企業局]"] A --- B B --- C </pre> </div>

7 水道事業以外の検討方向

【工業用水道事業】

- 工業用水道事業は、3市（呉市、福山市、大竹市）と県が経営しているが、老朽化による更新費用の増加や人材不足といった水道事業と同様の課題のほか、経済動向やユーザー企業の業績などの不安定要素が経営に大きく影響
- 工業用水道事業については、施設の一部が水道施設と共同化されていたり、経営が水道事業と同一組織で行われていることも踏まえ、水道事業とあわせて広域連携に取り組むこととし、協議組織で検討

【下水道事業】

- 下水道事業は、水道事業と同一組織で経営している市町が約6割（14市町）あることから、市町の実状を踏まえ、水道事業の広域連携によって下水道事業の運営に支障をきたすことのないよう、必要な対応について検討